令和３年９月１０日

保　護　者　各　位

石垣市教育委員会
教育長　石垣　安志
（公印省略）

新型コロナウィルス感染症対策【第 21 報】一部変更について（お知らせ）

平素より、学校における新型コロナウィルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

沖縄県に５月２３日から発令されている「緊急事態宣言」について、政府は９月１２日までとしていた期限を９月３０日まで延長を決定しました。

つきましては、令和３年８月１７日付けにてお知らせしました「新型コロナウィルス感染症対策【第２１報】一部変更について」を下記のとおり一部変更いたします。（**変更・追加部分は下線**）

各学校においては、ご理解とご協力をお願いするとともに、引き続き新型コロナウィルス感染拡大防止の取り組みをよろしくお願いいたします。

記

１．実施期間　　令和３年５月２３日（日）～　~~令和３年９月１２日（日）~~
令和３年９月３０日（木）

２．学校関連

感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を継続します。

① 授業（給食含む。）⇒通常どおりとします。

※「学校の新しい生活様式」2021.4．28Ver6を参考

・通学以外の不要不急の外出を自粛をお願いいたします。

②部活動等⇒８月１７日（火）～~~９月１２日（日）~~　**９月３０日（木）**

（感染状況次第では期間の延長もあり得る。）

８月１７日（火）から９~~月１２日（日）~~**９月３０日（日）**までの期間中の部活動は原則休止とします。但し、下記の場合はその限りではありません。

（１）九州・全国へ派遣されるチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、２時間以内、必要最小限の人数にて行うことができます。

（２）九州・全国の予選を兼ねる大会及びコンクール等に限り、大会２週間前から練習することができます。その際は、学校長の許可の下、２時間以内、必要最小限の人数にて行ってください。

（３）上記（１）（２）において練習が許可された場合、２学期が再開している学校については平日90 分以内、土日休日は２時間以内、早朝練習なしとします。

（４）期間中の練習試合や合同練習は行わないでください。

※地域のスポーツクラブ等に通う生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行ってください。

③ 大会等派遣 ⇒大会の主催者が開催を決定した場合、以下の条件付きで派遣を認めます。

○条件

・体調等がすぐれない者の派遣は認めない。
・派遣期間中の行動を厳重に管理すること。（原則、団体行動のうえ、開催会場以外の場所に極力立ち入らないこと。）
・会話は極力控え、ミーティングなどはできるだけ屋外で行うこと。
・宿泊施設での対策（食事や移動時）等の感染予防対策を徹底すること。
・派遣期間中の検温の他、発熱（37.0-37.5度の間で総合的に判断）以外にも、味覚嗅覚異常、咳漱、咽頭痛、頭痛、強い倦怠感などのチェックも行うこと。
・万が一の発熱や体調不良等の緊急時対応計画の作成、帰島後に派遣の行動履歴及び健康観察表等を学校長に提出すること。
・帰島後は高齢者（65歳以上を目安）や基礎疾患を有する人との接触を避けること。どうしても接触が必要な場合には、症状がない前提で両者ともマスクを装着し、1.5-2mの距離をとって会話する。(2週間程度)

※「派遣不参加」した者が不利益をうけないよう、不参加を決めやすい環境つくりや配慮をお願いします。

④ 学校施設（体育館等）⇒外部者の施設利用は不可とします。
（児童生徒に関する大会での利用は可）

３．その他取扱い

（１）児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられるときや、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられるときは出席停止とします。**また、登校時や登校後に風邪症状がみられた場合にも同様の取扱いとし、安全に帰宅させますので、症状がなくなるまで自宅で休養し、必要に応じて病院での診察をお願いします。**

（２）家庭内に濃厚接触者（親兄弟等）がいる場合、その児童生徒は、出席停止とします。ただし、当該濃厚接触者が検査で「陰性」と判定されたときは、登校が可能となります。

（３）郡外に移動した場合

児童生徒

帰島後、陰性証明を学校長に報告する。又は１週間の教育活動参加（部活動や補習等）を自粛してください。（帰島日を１日目とカウントとし、授業日は出席停止扱いとします）

帰島後１週間、同居者以外との会食等控えてください。

※学校長の認める教育的活動（進路、大会、コンクール等）は、報告の対象としませんが、本通知２．学校関連③大会等派遣を遵守してください。

※陰性証明は、PCR 検査及び抗原検査（一般市販キット可）とし、報告の方法は任意とします。

※質問や確認等は、各学校へお問い合わせください。